

現在、学校教育のなかで、自然保護についてどのように指導がなされているかまた、その問題点や将来のあるべき姿などについての私見を述べてみたい。

### ▽ 現 状 ▲

学校における指導教科のうち、自然保護にもっとも関係深い教科は、理科であろう。以下、各校種別に理科の目標や内

容の扱いなどで、自然保護に関連の深い項目を挙げる。

#### 幼稚園教育要領：自然

一、身近な動植物を愛護し、自然に親しむ。

- (1) 身近な動植物に愛情をもち、それらをいたわったり、大切にしたりする。
- (2) 動植物を飼育栽培することを喜ぶ。
- (3) 喜んで屋外の自然に接したり、いろ

いろな自然の事物を利用して遊ぶ。

(4) 山川、気象、天体などの自然の事象におどろきや親しみを感じ、その美しさや大きさなどに気づく。

さらに、これらの指導に当たっては、育てている動植物の世話をし、これらを愛護する態度を養い、特に屋外の自然における指導を中心として、自然に親しむ態度や、自然に対する感動の芽ばえを



つちかうように留意することになつてい  
る。

#### 小学校学習指導要領：理科

目標、自然に親しみ、自然の事物・現象を観察、実験などによって、論理的、客観的にとらえ自然の認識を深めるとともに、科学的な能力と態度を育てる。

一、生物と生命現象の理解を深め、生命を尊重する態度を養う。

一さらに、生物や岩石の指導に当たっては学校の所在する地域の生物や地質などを考慮して、それらを指導のなかに生かすようにくふうするとともに、季節や地域の気象・行事などとの関連に留意し自然の保護や資源の開発などに関心をもつように配慮することが必要である。：と、取り扱いの注意をあげている。

#### 中学校学習指導要領：理科

目標、自然の事物・現象への関心を高め、それを科学的に探求させることによつて、科学的に考察し処理する能力と態度を養うとともに、自然と人間生活との関連を認識させる。

#### 第二分野、目標

(4)生物現象の理解を深め、自然界の事物・現象の調和を認識させることによつて、生命を尊重する態度を養い、自然の保護に対する関心を高める。

内容(4) 自然界のつりあいとその保護

生物とそれをとり巻く自然の間には、つりあいがみられることを認識させ、自然を計画的に保護することの重要性を考察させる。

#### ア 自然界のつりあい

(ア)生物とそれをとり巻く自然の間にはある種のつりあいが保たれていること。

(イ)人間は、自然環境に順応したり、それをつくり変えたりして生活していること。

#### イ 自然の利用と保護

(ア)自然を開発していくためにも、また自然の変化を予測するためにも、自然を深く研究する必要があること。

(イ)自然の開発や利用が自然界のつりあいを変えたり、破壊したりすることがあるので、自然の保存や調整により、自然を保護することが重要であること。

さらに、これらの内容の指導に当たっては、学校の所在する地域の生物や自然の環境を考慮して、それらを指導の中に生かすようくふうするとともに、地域を越えた共通性や原理についての理解にまて高めるように配慮することが必要であるとしている。

#### 高等学校学習指導要領：理科

目標(中学校理科の目標と同じ)

#### 科目 生物II

目標(3) 生物や生物現象に対する見方や考え方を通して科学的な自然観を育てまた、生物学が人類の福祉の向上に役立つことを認識させる。

#### 内容(2) 生態(小項目省略)

さらに指導内容は、生命の尊重と生物の保護・利用の重要性を認識するように構成し、季節やその地域の生物、および自然の環境を考慮してとり扱うようにしている。

(註：幼稚園は現行のもの、小は四十六年度、中は四十七年度、高は四十八年度より実施するもの。)

さて、現状を簡単に述べると、幼稚園や小学校下学年では、ウサギ、キンギョなどの飼育や、ヒマワリ、アサガオなどの栽培を通して生物を愛護する態度を養い、野外ではイモ掘りや木の実拾いなどをし、全体的、直覚的に自然を把握させる指導がなされ、学年が進むに従って自立つものから自立たぬもの、直観から分析へと進められて、生物と環境との関連についても考察をするようになっていく。中学校では、改訂された内容によつての指導はまだなされておらず、小学校の発展として、生物と環境の問題が扱われている。高等学校では、主として生態

## 学校教育における自然保護教育について

一 太 木 々 佐

系の問題がとりあげられている。

## ▽問題点A

自然保護に関して学校教育の課程の中に、幼稚園から高校まで一貫したものが無いことを第一に、挙げなければならぬであろう。わずかに、改訂された中学校理科に、自然保護の単元が設けられているにすぎない。

つぎに、自然保護の重要性を認識させ理解させて、自然を保護する態度を養うためには、野外での学習が絶対不可欠であると思う。すなわち、学校々地から始めて地域の自然について直接接して、そこから得られた情報を整理して考察することによって、自然界の調和の微妙さに感動を覚えるような授業が望まれるわけである。そのためには、まず教師自身が自然についての関心・興味をもち、教材としての地域の事前調査を充分しておくことが大切である。しかし、このために必要な時間と労力を得ることは決して容易ではない。また、仮りにそれが可能な場合でも、調査のための適当な指導者を手近に得難いという悩みも少なくないのが、現実の問題点として挙げられる。

これが一つの原因ともなつて、間接教

材と講義だけの授業が上級学年になるにつれて多く見られはしないだろうか？。

児童・生徒が成長するにつれて、生きた自然に対する関心や興味を示すことが少なくなるのはあながち、彼等の心的発達と生活環境の変化にのみ要因があるとはいい切れないのではなからうか。このことは、一部の中・高等学校で見られるクラブ活動の注目すべき成果を見るにつけても、考えさせられる問題である。

なお、理科の内容から小学校では改訂によって、従来扱われていた海岸の生物の扱いがまったく削られたことと、高等学校では、生物IIを選択した生徒のみ、生態についての学習をするような結果になるおそれがあることも問題ではなからうか。

## ▽将来改善すべきことA

まず、第一に挙げなければならぬのは、自然保護に関する一貫した教育課程を編制して、幼〜高校までの学校教育のなかに明確に位置づけする必要があることである。

つぎに、教師の問題であるが、将来教員養成大学では、自然保護に関する理論と野外実習を必ず履修させるようにすべ

きである。この場合の野外実習には、国立公園管理員の協力を得て実施するものも一方法と考える。また、現職の教員を対象にした自然保護講座（現在は国立自然教育園のみで実施）のような現職教育の計画を立てるべきである。

さらに、前述のような地域の事前調査に当たっては、近接地域の各校種間の教師の自主的な共同研究組織を作り、地元大学・試験研究機関・営林署・林務署などの連携を密に図って実施することにより効果的に進めることが可能になり、互いにそれぞれの指導内容をより深く理解し合い、協力が得られるものと考える。また、調査結果については利用しやすい形—たとえば「自然保護教材地図」等—で印刷配布するようにすればよいと思う。また、個々の学校での指導に当たっては、校地内や、屋上などを利用して「雑草園を作り、その一面を放置して継続的に観察させ、生物どうしのつながりや、移り変わりの学習に役立てるようにしたいものである。

なお、現在も行なわれている遠足・見学旅行・修学旅行・海浜・林間学校・宿泊学習等の場合も、自然保護に関する学習を内容の中に組み込んで実施すること

が大切である。さらに、現在活動をつけている各地の少年愛護団や小鳥の村などは、積極的に助長育成を図っていくべきであると思う。

以上のような各場面で児童・生徒を指導する場合に気をつけたことは、自然に親しむをもつために、対象物の名を知ることが必要であるが、単に名を知ることにとどまらず必ず、他の種類との異同をくらべ、また、それらの生育する環境と関係つけて観察し、記録するようにさせることが重要である。このような指導がなされることにより、児童・生徒が自然を統一的にとらえていく態度が養われるものと思う。

以上、思いつくまま述べたが、要するに、まず教師自身が自然に対して関心興味をもち、自然について科学的に追求して、自然と人間生活との関係を深く理解することにより、自然を保護していこうとする態度を養うことが、もつとも大切であると考える。

未来を見る眼を失い、現実には先ずるすべを忘れた人間、  
その行きつく先は自然の破壊だ！！

(A・S・ニュ・パイター)

(北海道立理科教育センター指導員)